

●地方消費税率引上げ分の用途について（平成31年度予算）

消費税率の5%から8%への引上げによる地方消費税収は、地方税法に基づき、以下のとおり全て「社会保障施策に要する経費」に充てています。

（歳入）

市町村消費税交付金(社会保障財源分)

15 百万円

（歳出）

(単位:千円)

項 目	予算額	特定財源	一般財源	引上げ分の地方消費税(社会保障財源化分の市町村交付金)		
				社会保障財源化分の市町村交付金	その他	
社会福祉	障がい者福祉事業	3,240	2,430	810	100	710
	介護福祉事業	6,734	247	6,487	1,000	5,487
	高齢者福祉事業	4,630	2,400	2,230	100	2,130
社会保険	国民健康保険事業	24,821	10,483	14,338	0	14,338
	介護保険事業	36,354	0	36,354	3,500	32,854
	後期高齢者保健事業	10,316	6,321	3,995	0	3,995
保健衛生	障がい者・高齢者医療福祉事業	9,831	4,439	5,392	1,500	3,892
	その他医療福祉事業	4,818	1,500	3,318	600	2,718
	医療体制事業	741	0	741	100	641
少子化対策	子ども・子育て事業	30,853	22,772	8,081	4,500	3,581
	保育所運営事業等	72,271	18,216	54,055	3,100	50,955
合 計	204,609	68,808	135,801	14,500	121,301	